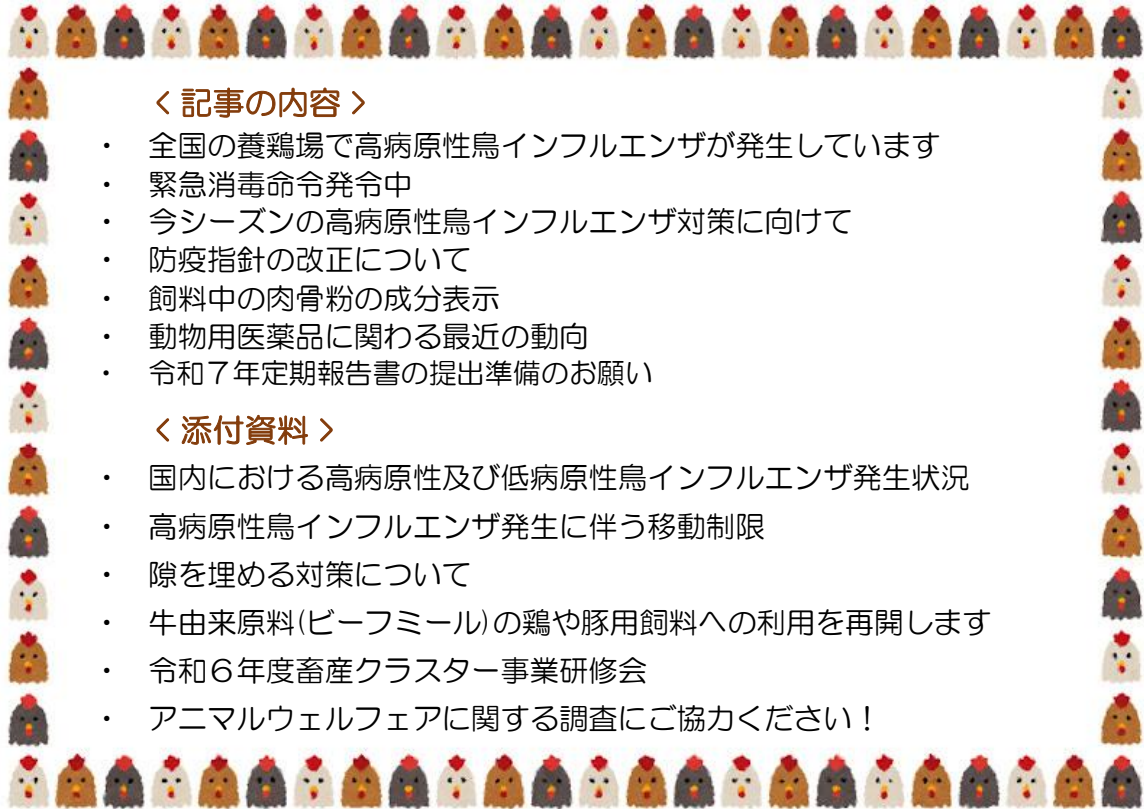


～やえがさたより～

令和6年12月号



＜記事の内容＞

- ・ 全国の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しています
- ・ 緊急消毒命令発令中
- ・ 今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ対策に向けて
- ・ 防疫指針の改正について
- ・ 飼料中の肉骨粉の成分表示
- ・ 動物用医薬品に関わる最近の動向
- ・ 令和7年定期報告書の提出準備のお願い

＜添付資料＞

- ・ 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限
- ・ 隙を埋める対策について
- ・ 牛由来原料(ビーフミール)の鶏や豚用飼料への利用を再開します
- ・ 令和6年度畜産クラスター事業研修会
- ・ アニマルウェルフェアに関する調査にご協力ください！

◆◆全国の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しています

令和6年10月17日に北海道内の肉用鶏飼養農場において、今シーズン初発となる高病原性鳥インフルエンザが発生しました。これは、シーズンにおける家畜飼養農場での発生として、これまでで最も早い初発事例です。その後、12月20日時点で15例の発生が確認されています。家畜では過去最大の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで発生しており、今後、渡り鳥飛来の本格化に伴い、発生リスクは更に増大し、全国どこで発生してもおかしくない状況です。隣県の埼玉県行田市のあひる飼養農場においても発生が確認され、東部家保管内も一部搬出制限区域にかかりました。本県での発生リスクも非常に高い状況です。養鶏農家の皆様におかれましては、改めまして飼養衛生管理基準の遵守を再徹底いただくとともに、家畜に異状がみられた場合は、速やかに家畜保健衛生所まで連絡いただきますよう、お願いします。

また、全国各地で野鳥での本病ウイルス感染例が数多く確認されており、12月20日時点で15都道府県84例が確認されています。隣県の埼玉県熊谷市においても死亡野鳥での感染事例が確認されました。全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっています。農場敷地内や鶏舎周囲が野鳥の糞便に含まれる本病ウイルスに汚染されている可能性が高いことを認識し、別紙を参考に「隙」を埋める対策を実施してください。

◆◆緊急消毒命令発令中

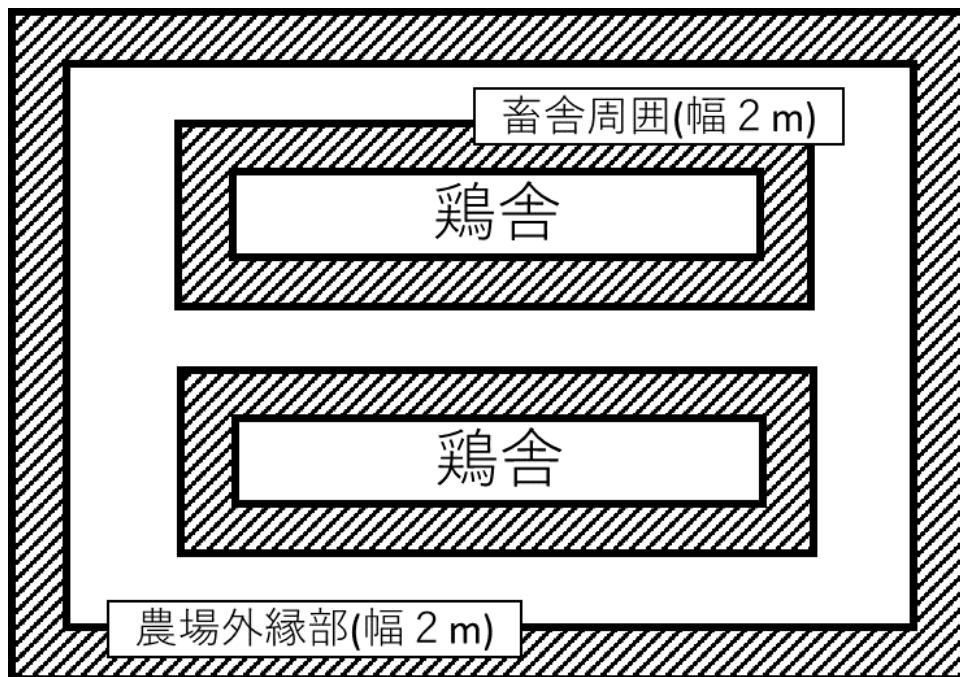
10月25日付群馬県告示により、緊急消毒の実施を命令しました。消石灰の散布を引き続きお願いします。

☆畜舎周囲と農場外縁部は2m以上の幅で地面が白く覆われるよう石灰散布してください。

(散布の目安：2m幅の場合、1袋で約15m)

☆繰り返し雨や水に濡れた状態や野外散布後1週間程度で消毒効果が減少するため、定期的に散布をお願いします。

☆消石灰は、強アルカリ性なので、マスク・手袋を着用して散布してください。



◆◆今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ対策に向けて

★一度発生した地域は再発リスクが高い

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生 13事例のうち、6事例が過去に発生した農場又は地域における再発でした。群馬県では、2シーズン連続で高病原性鳥インフルエンザ発生があり、発生リスクが高い環境要因があると考えられます。

★用途別の発生日齢を踏まえた対策

高病原性鳥インフルエンザの平均発生日齢（2020-2024）は、肉用鶏：48日、採卵鶏：399日でした。肉用鶏は、保温を重視する幼齢時期よりも換気のコントロールが必要な時期、採卵鶏は、育雛時期よりも集卵ベルトや糞ベルトが稼働している採卵時期の方が発生しやすいことが改めて浮き彫りになりました。

➡健康観察を徹底するとともに、別紙の「隙」を埋める対策実施を徹底しましょう。

◆◆防疫指針の改正について

令和6年10月31日付けで「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」が改正されました。改正内容のうち、各養鶏場に関係のあるものは以下のとおりです。

また、移動の制限に関する詳細については、別添「高病原性鳥インフルエンザ発生時の移動制限について」をご確認ください。

(1) 発生状況確認検査・清浄性確認検査の検査方法が変更になりました。

移動制限区域内（発生農場から3km圏内）の養鶏場で実施する発生状況確認検査及び清浄性確認検査について、以下のとおり変更となりました。

- 改正前：農場へ立入り、臨床検査、抗体検査及び遺伝子検査（採血及びスワブ採取）。
- 改正後：電話連絡による臨床検査。異状があれば、農場へ立入り、簡易検査。

(2) 搬出制限区域（発生農場から10km圏内）の解除に検査が必要になりました。

- 改正前：搬出制限区域の解除に検査は無く、発生農場の防疫措置終了後10日目に自動的に解除。
- 改正後：搬出制限区域解除検査が新設されました。検査対象農場は、搬出制限区域内から抽出となり、検査方法については、発生状況確認検査と同様に、電話連絡による臨床検査（必要に応じて、農場立入りして簡易検査）。

(3) 監視強化区域が新設されました。

- 期間：発生農場の防疫措置終了後10日目（搬出制限区域解除後）～発生農場の防疫措置終了後28日目までの期間。
- 内容：汚染物品等の持出しの制限はありませんが、監視を強化する区域として設定され、区域内の農場は、解除されるまで毎日死亡羽数の報告が必要となります。
- 解除：監視強化区域解除検査を実施し、清浄性が確認された後に解除となります。監視強化区域検査の対象農場は区域内から抽出となり、検査方法は、上述の搬出制限解除検査と同様となります。

(4) 移動制限区域内の鶏を搬出制限区域内の食鳥処理場へ出荷できるようになりました。

- 改正前：移動制限区域内の生きた鶏は、初生ひなを除いて、移動制限区域外へ出すことができませんでした。
- 改正後：搬出制限区域内の食鳥処理場への出荷に限り移動が可能となりました。ただし、出荷には、検査での陰性確認及び国との協議が必要です。

(5) 「非商用農場」での発生時は、制限区域を設定しない規定が新設されました。

「非商用農場」の定義が明記され、そのような農場での高病原性鳥インフルエンザ発生時は、国と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定しないことができる規定が新設されました。「非商用農場」の定義は以下のとおりです。

- ①飼養羽数が100羽未満
- ②発生日からさかのぼって21日間に鶏、卵、死体、排せつ物等の移動がない

◆◆飼料中の肉骨粉の成分表示

平成 13 年に BSE（牛海綿状脳症）が国内で初めて確認されたあと、牛・めん羊・山羊の肉骨粉などの動物由来たんぱく質は飼料に混入しないこととしました。その後、知見にもとづき段階的に規制見直しを行い、令和6年10月から、我が国の BSE 発生リスク低下をふまえて、肉骨粉等の馬・豚・鶏・うすらを対象とする飼料への利用を再開することになりました。

反芻動物（牛・山羊・めん羊）と混合飼育している農家には、A 飼料に B 飼料が混入しないよう管理をお願いします。（別添資料を参照）

なお、成分表示は以下のとおりとなりました。

牛肉骨粉	→ 牛肉骨粉、ビーフミール、肉骨粉またはミートボーンミール
牛混合肉骨粉	→ 混合肉骨粉、ビーフ混合ミール、肉骨粉、 ミートボーンミール、またはこれに準じた原材料名
豚および家きんの肉骨粉	→ 豚鶏混合肉骨粉、ポーク・チキン混合ミール等

◆◆動物用医薬品に関わる最近の動向

・動物用医薬品が欠品となる理由

原材料不足など、製造・流通の事情によって、メーカーとディーラーが品薄の状態になることがあります。製造・物流コストが増加しており、大量のストックを常に備蓄することは難しい状況です。大量注文の予定がある場合は、あらかじめ早めに業者に確認してください。動物用医薬品の安定供給のため、ご協力をお願いします。

・生産物（肉や乳など）に抗生物質が残留しないように記録をつけましょう！

残留が判明した場合は、畜産業界全体に大きく影響する可能性があります。

とくに重要な記録は、獣医師からの指示書、使用医薬品名、使用開始月日、使用終了月日、出荷日、残留検査実施月日です。生産物にもよりますが、市場流通している期間は保管をお願いします。

抗菌剤を使用する度に記録を残すこと、その積み重ねが、メーカーや消費者の信頼を担保することにつながります！

また群で飼養しており、飼料添加物の抗菌剤を与えている場合は、個体ごとに投与量や代謝スピードが異なることを考慮して、余裕を持った休薬期間を設けてください。従業員がいる場合は、抗菌剤残留のリスクをしっかりと理解してもらい、注意して取り扱うようにしましょう！

・AMR（Antimicrobial Resistance）問題

薬剤耐性菌による人の死亡事例は年々増えており、2050 年にはがんを抜いて 1 位になると言われています。畜産だけでなく、抗菌剤を使用するすべての人が対応を求められるようになってきました。処方する側はもちろん、実際に使う側も指示を守って、正しく使うことが重要です。

新しい抗菌剤（キノロン系、ニューキノロン系、など）は第 1 選択薬としては使用しないようにしてください。

獣医師としっかりコミュニケーションをとり、治療の目的、期待する効果、考えられる副作用、優先順位をしっかりと共有したうえで、抗菌剤を扱っていただくようお願いします。

◆◆令和7年定期報告書の提出準備のお願い

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。令和7年1月末頃に通知を発送予定ですので、書類提出の準備をお願いします。

なお、今回から農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を利用した手続きが可能となります。

既に eMAFF の登録が済んでいる方は電子での報告をお願いします。未登録の方で、今後電子申請を希望される方は家畜保健衛生所にご連絡ください。



《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課あて連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）

〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3

電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※「やえがさだより」は、群馬県ホームページにも掲載しています。ご活用ください。

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

令和6年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和6年12月20日時点)

○野鳥 15道県84事例 ※詳細は環境省HP参照

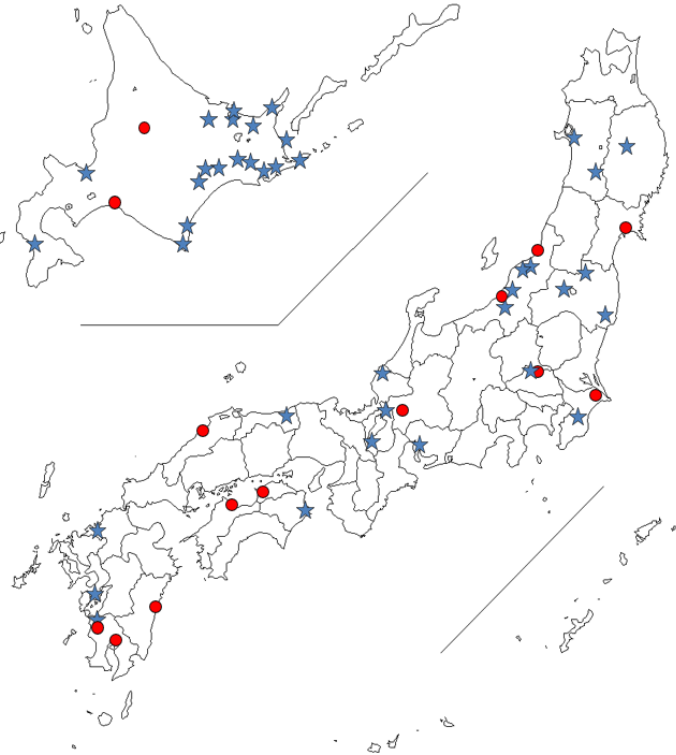
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1 北海道乙部町	9/30	ハヤブサ	HPAI	H5N1
2 北海道別海町	10/8	糞便(カモ類)	HPAI	H5N1
3 北海道斜里町	10/16	オジロワシ	HPAI	H5N1
4 福島県会津若松市	10/18	コガモ	HPAI	H5N1
5 新潟県長岡市	10/21	オオタカ	HPAI	H5N1
6 秋田県潟上市	10/21	コガモ	HPAI	H5N1
7 新潟県阿賀野市	10/23	オオタカ	HPAI	H5N1
8 北海道清里町	10/24	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
9 滋賀県長浜市	10/25	ハヤブサ	HPAI	H5N1
- 福島県いわき市	10/26	カルガモ	LPAI	H5N3
10 北海道浜中町	10/25	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
11 北海道斜里町	10/29	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
12 北海道釧路市	10/30	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
13 北海道北見市	10/31	ハヤブサ	HPAI	H5N1
14 北海道大空町	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
15 徳島県阿南市	10/24	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
16 北海道池田町	10/30	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
17 北海道本別町	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
18 新潟県十日町市	11/1	オオタカ	HPAI	H5N1
19 新潟県新潟市	11/3	キンクロハジロ	HPAI	H5N1
20 鹿児島県出水市	11/4	環境試料(水)	HPAI	H5N1
21 北海道標茶町	10/22	タンチョウ	HPAI	H5N1
22 秋田県横手市	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
23 北海道清里町	11/1	タンチョウ	HPAI	H5N1
24 福岡県福岡市	11/1	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
25 岩手県盛岡市	11/3	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
26 滋賀県草津市	11/5	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
27 福井県福井市	11/9	ハヤブサ	HPAI	H5N1
28 鳥取県鳥取市	10/29	カモ・ハクチョウ類	HPAI	H5N1
29 北海道札幌市	11/10	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
30 鹿児島県出水市	11/11	環境試料(水)	HPAI	H5N1
31 福島県福島市	11/13	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
32 鳥取県鳥取市	11/7	糞便(カモ類)	HPAI	H5N1
33 熊本県天草市	11/12	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
34 鹿児島県出水市	11/16	ナベヅル	HPAI	H5N1
35 鹿児島県出水市	11/17	ナベヅル	HPAI	H5N1
36 鹿児島県出水市	11/17	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
37 北海道鶴居村	11/15	オジロワシ	HPAI	H5N1
38 福島県福島市	11/18	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
39 鹿児島県出水市	11/18	ナベヅル	HPAI	H5N1
40 鹿児島県出水市	11/18	環境試料(水)	HPAI	H5N1
41 鹿児島県出水市	11/18	ナベヅル	HPAI	H5N1
42 鹿児島県出水市	11/19	ナベヅル	HPAI	H5N1
43 鹿児島県出水市	11/20	ナベヅル	HPAI	H5N1
44 鹿児島県出水市	11/20	マナヅル	HPAI	H5N1
45 鹿児島県出水市	11/21	ナベヅル	HPAI	H5N1
46 北海道根室市	11/20	ハシボソガラス	HPAI	H5N1
47 北海道根室市	11/21	ハシボソガラス	HPAI	H5N1
48 鹿児島県出水市	11/21	ナベヅル	HPAI	H5N1
49 鹿児島県出水市	11/22	ナベヅル	HPAI	H5N1
50 愛知県大府市	11/25	ヒドリガモ	HPAI	H5N1

○家きん 11道県15事例

地域	疑似患畜判定日	用途	羽数(約)	亜型
1 北海道厚岸町	10/17	肉用鶏	2.0万羽	H5N1
2 千葉県香取市	10/23	採卵鶏	3.7万羽	H5N1
3 新潟県上越市	10/26	採卵鶏	188羽	H5N1
4 島根県大田市	10/31	採卵鶏	40.2万羽	H5N1
5 新潟県胎内市	11/6	採卵鶏	33.7万羽	H5N1
6 香川県三豊市	11/7	採卵鶏	4.3万羽	H5N1
6関連 香川県観音寺市	11/7	採卵鶏	2.8万羽	-
7 宮城県石巻市	11/10	肉用鶏	12.3万羽	H5N1
7関連 宮城県石巻市	11/10	肉用鶏	4.8万羽	-
8 北海道旭川市	11/12	採卵鶏	4.4万羽	H5N1
9 岐阜県本巣市	11/19	採卵鶏	1.5万羽	H5N1
10 鹿児島県出水市	11/20	採卵鶏	11.3万羽	H5N1
11 埼玉県行田市	11/25	あひる(肉用)	0.3万羽	H5N1
12 宮崎県川南町	12/3	肉用鶏	2.7万羽	H5N1
13 愛媛県西条市	12/10	採卵鶏	15.0万羽*	H5N1
13関連 愛媛県西条市	12/10	採卵鶏	8.6万羽*	-
13関連 愛媛県今治市	12/10	採卵鶏	20羽*	-
14 愛媛県西条市	12/19	採卵鶏	11.0万羽*	H5
15 鹿児島県霧島市	12/20	肉用鶏	10.0万羽*	H5

*疑似患畜確認時の羽数



※ HPAI: 高病原性鳥インフルエンザ
LPAI: 低病原性鳥インフルエンザ

● 家きん
★ 野鳥

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限

万が一、自農場が制限区域内に入った場合、以下のような対応となります。

移動制限区域(発生農場から約 3km の地域)

- (1) 移動制限の対象 (一部は検査後、国と協議して例外的に移動可)
対象：家きん (生体、死体)、卵、敷料、飼料、排泄物、飼養器具
- (2) その他の制限 (条件が整えば、国と協議後再開可能)
食鳥処理場、GP センター、心卵場、家きんを集合させる催物
- (3) 制限期間の予定
発生日～発生農場の防疫措置完了後 21 日以降
(具体的な日には発生農場の防疫措置完了後、決定)
- (4) 家畜保健衛生所への毎日の報告 (防疫措置後 28 日まで毎日)
死亡羽数、異常の有無
(死亡羽数の増加、チアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、まとまった死亡)
- (5) 立入検査等

検査の目的	時期	検査内容・検査羽数
発生状況確認検査	発生確定後 24 時間以内	臨床検査等の電話確認、
清浄性確認検査	発生農場の防疫措置完了 10 日後	必要に応じて簡易検査
卵の出荷 (移動)	発生状況確認検査と同時	各鶏舎 5 羽 (死亡 3 羽を
食鳥処理場への移動 (出荷)	発生状況確認検査で陰性確認後、食鳥処理の 3 日以内毎回	含む) の臨床検査、抗体検査、ウイルス遺伝子検査

搬出制限区域 (発生農場から約 3～10km の地域)

- (1) 搬出制限の対象
家きん (生体、死体)、卵、敷料、飼料、排泄物、飼養器具
- (2) その他の制限
家きんを集合させる催物
- (3) 制限期間の予定
本日～発生農場の防疫措置完了 10 日後に実施する清浄性確認検査 (移動制限区域内の農場を対象) で、全戸の陰性確認後まで
- (4) 家畜保健衛生所への毎日の報告 (防疫措置後 28 日まで毎日)

指針改正後も
卵・生体移動は、検査
が必要です。

制限区域外

基本的には制限区域内は迂回し、家きん等の移動に制限区域内を通過せざるを得ない場合は、国と協議が必要となります。

移動制限区域内へ、食用家きん、卵、初生ひなを移動する場合、制限区域に家きんの排せつ物等、敷料、飼料等の移動の場合は、協議が必要です。

搬出制限区域への家きん、卵、初生ひなの移動は、協議なしで移動可能ですが、消毒ポイントの通過をお願いします。

従来の取組に加え、今シーズンの知見を生かした新たな対策も重要

<従来の取組>

- ✓ 特定症状に限らず、異状が確認された場合の早期通報の徹底
- ✓ 野鳥や野生動物の侵入防止
 - ネット等の設置、点検及び修繕、ねずみや害虫の駆除等
- ✓ カラス・野鳥の誘引防止
 - テグス張り、農場周辺の住処の除去、ため池の水抜き、刈込み等

<今シーズンの事例を踏まえた新たな対策>

- ✓ 農場外の関係者を含めた飼養衛生管理の徹底
 - 例外なき靴・衣服の交換や消毒の徹底
 - 不要不急の工事の延期
- ✓ 鶏舎への塵埃（じんあい）侵入防止
 - 鶏舎周辺の散水・消毒、フィルターや噴霧器の設置等

0

カラス・野鳥の誘引防止対策

✓ため池の水抜き



✓ため池のテグス



鶏舎へのホコリ侵入防止対策

✓入気口フィルター



✓細霧装置



ウイルスが侵入し得る「隙」

「隙」を埋める

- 飼養衛生管理の基本は、農場に病原体を持ち込まないこと。農場の「隙」を埋める不断の取組が重要。
- 野鳥・野生動物の侵入・誘引防止など従来の対策に加え、今シーズンの発生事例を踏まえた対策強化も必要。

金網や防鳥ネット等の破損



集卵ベルトや鶏糞排出口の隙間



堆肥舎での卵や廃鶏の放置による野鳥の誘引



鶏舎周辺の野鳥の住処等の除去



外部作業者の消毒の不徹底



2

今シーズンの事例を踏まえた新たな「隙」を埋める対策

「隙」を埋める

- 今シーズンでは、農場への外部入場者が靴の履き替え等の飼養衛生管理が不十分であった事例や、乾燥し塵埃が舞いやすい環境下において換気をした後に入気口周辺に死亡鶏が分布していた事例が見られた。
- 農場外の関係者を含めた飼養衛生管理の徹底（不要不急の工事の延期等）や、鶏舎への塵埃侵入防止対策（乾燥した環境下における散水・消毒等）も、農場の「隙」を埋める対策として重要と考えられる。

塵埃侵入防止

- 事例：乾燥し塵埃が舞いやすい環境下において換気をした後に入気口周辺に死亡鶏が分布していた事例が見られた。
- 対策：農場に塵埃が大量に侵入する状況避けるため、
 - ✓ ウィンドウレス鶏舎であれば、フィルターを設置
 - ✓ 開放鶏舎であれば、乾燥環境下における散水・消毒が有効ではないか。

フィルター・細霧装置の設置

- 消費・安全対策交付金（家畜衛生の推進（ハード））で支援可能

2. 飼養衛生管理の向上
特に高病原性鳥インフルエンザ対策に資する鶏舎入気口フィルター及び細霧装置の整備を支援します。

【お問い合わせ先】
消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

農場外の関係者を含めた飼養衛生管理の徹底

- 農場出入りの際の消毒等の徹底、不要不急の工事の延期



3

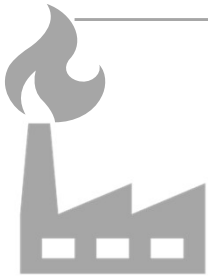
生産者、消費者のみなさまへ

2024年10月3日
製造許可の手続き開始

牛由来原料 (ビーフミール)の 鶏や豚用飼料への利用を 再開します

何が変わる？

今まで



ビーフミールは
主に焼却
していました



これから



ビーフミールを
鶏や豚用の飼料に利用できます
(牛用飼料には利用できません)

※牛由来原料を利用した飼料には
ミートボーンミールと表示されます

国内での専門家による安全評価

2023年 農業資材審議会からの答申
10月

鶏や豚用の飼料に
ビーフミールを利用することは
適切と答申を受けました

2024年 食品安全委員会からの評価
5月

牛に対するリスク管理がこれまでと同様に
遵守されている限り、ビーフミールを
鶏や豚用の飼料に利用しても、人への
健康影響は無視できると評価されました

海外での利用状況

国際ルール※では、ビーフミールを鶏や豚用の飼料に使用することを禁止していません
我が国が畜産物の輸入を認めているアメリカ、カナダ、ブラジル等多くの国では、ビーフミールの
鶏や豚用飼料への使用を認めています

※国際獣疫事務局 (WOAH) によるルール

ビーフミールの安全管理の方法



原料は、と畜検査を受けた安全な牛の部位を使用します

※BSEの原因とされる異常プリオンの蓄積しやすい部位は、と畜場等で除去・焼却されるため、飼料として利用されません



ビーフミールを使う鶏や豚用飼料の製造工程は、
牛用の工程と完全に分かれています

⇒ビーフミールが牛用飼料に混ざることはありません



ビーフミールを使った鶏や豚用飼料は、容器の専用化や注意事項
の表示等を行います

⇒誤って牛に給与されることを防止します

今後も、工場や農家への検査を行いBSE対策を続けます

令和6年度畜産クラスター事業研修会

～耕畜連携からみる畜産クラスター～



日時

令和7年1月15日(水)

13時30分～16時30分 (受付開始13時00分)

場所

ぐんま男女共同参画センター 4階 大研修室
前橋市大手町1-13-12 (※アクセスは裏面をご覧ください)

プログラム

1 畜産クラスター事業について

2 畜産農家による耕畜連携の事例発表

【演題(仮称)】デントコーン導入による麦倒伏改善と自給飼料生産

講師 株式会社小澤牧場 小澤 康弘氏

3 耕種農家による耕畜連携の事例発表

【演題(仮称)】米麦二毛作経営への稲WCS・デントコーンの導入

講師 農事組合法人二之宮 岡 賢一氏

4 機械導入事業の留意点について

「畜産クラスター」とは、畜産農家をはじめ、地域の飼料生産組織、流通加工業者、農業団体等が連携し、地域ぐるみで収益向上を実現するための体制のことで、耕畜連携など様々な取組が行われています。

耕畜連携に関心のある方、畜産クラスター事業に関心のある方など、是非、この研修会にご参加ください。

申込方法

申込期限：令和7年1月10日(金)

①QRコード又はURLからの申込

URL：<https://forms.office.com/r/OZzQ09gA33>

②メール又はFAXによる申込 (裏面をご利用ください)

Email：beibakuchikusan@pref.gunma.lg.jp

FAX：027-223-3095



定員

110名(先着順)

参加費

無料

問い合わせ先

群馬県農政部米麦畜産課畜産経営係 石原

TEL 027-226-3103

主催：群馬県

会場アクセス

ぐんま男女共同参画センター 前橋市大手町1-13-12



【車・バイク・自転車でお越しの場合】

ぐんま男女共同参画センターに駐車場はありません。

県庁の県民駐車場、バイク置き場、自転車置き場をご利用ください。

県民駐車場をご利用の方は、必ず駐車券を研修会場にお持ちください。会場受付にて駐車料無料スタンプを押します。

＜県民駐車場の入り方＞

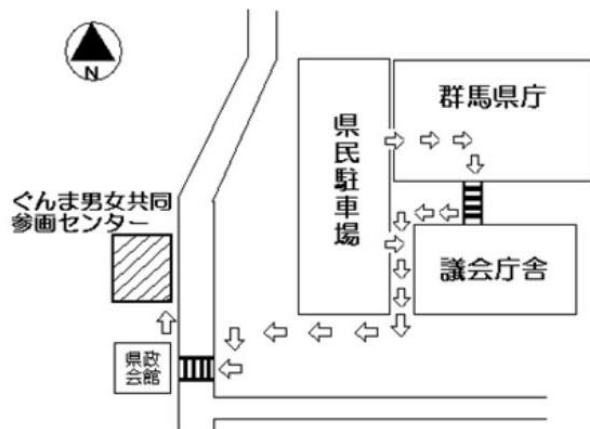


駐車場では、係員の誘導があります。

バイク置き場：県民駐車場棟西側（無料）

自転車置き場：県民駐車場棟西側（無料）

＜県民駐車場から会場への経路＞



※横断歩道をご利用ください。

県庁西側の道路の横断歩道をご利用の上、ご来館ください。

参加申込書

送付先) FAX : 027-223-3095

Email : beibakuchikusan@pref.gunma.lg.jp

所属 :

氏名 :

連絡先 :

アニマルウェルフェアに関する調査にご協力ください！

昨年、農林水産省は「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」を発出しました。この調査は、本指針の取組状況を把握し、今後の国内におけるアニマルウェルフェアの取組の推進のための基礎データとするため実施するものです。



回答所要時間：
約15分

回答期限：
令和7年1月31日（金）
まで

回答は以下のURLまたはQRコードから

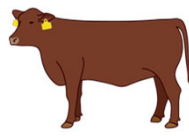
乳用牛



<https://forms.office.com/r/k6YcKe58ag>



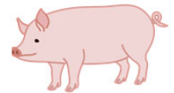
肉用牛



<https://forms.office.com/r/4bBYA7NRGY>



豚



<https://forms.office.com/r/evaCSxi6WB>



採卵鶏



<https://forms.office.com/r/j5HD85AXG4>



肉用鶏



<https://forms.office.com/r/E7addVCn9r>



馬



<https://forms.office.com/r/r8Bb69NKNT>



～注意事項～

- この調査は匿名で実施するため、個人情報特定されるようなことはありません。
- 重複して同じ内容の調査依頼が届く場合がありますが、1回のみ回答してください。
- 結果は、農林水産省のホームページで公表する予定です。
- いただいた回答に対し、農林水産省や団体等が指導等を行うことはありません。

問い合わせ先：農林水産省畜産局畜産振興課アニマルウェルフェア推進班（03-3502-8111(内線4924)）